

2011年1月7日

各 位

J X日鉱日石エネルギー株式会社  
三井丸紅液化ガス株式会社

## L Pガス事業の統合に関する公正取引委員会への事前相談の結果について

J X日鉱日石エネルギー株式会社（以下「J Xエネルギー」という。本社：東京都千代田区大手町二丁目、社長：木村康）と三井丸紅液化ガス株式会社（以下「MLG」という。本社：東京都千代田区内幸町一丁目、社長：佐藤雅一）とは、公正取引委員会に対して、両社間で予定しているLPガス事業の統合（以下「本件事業統合」という。）に関し、独占禁止法上の問題の有無につき事前相談を行ってまいりましたが、今般、同委員会から、下記のとおり、両社が申し出た問題解消措置が実施されることを条件として、本件事業統合につき独占禁止法上の問題がない旨のご回答をいただきましたので、お知らせいたします。

両社および統合新会社たるENEOSグローブ株式会社（以下「ENEOSグローブ」という。）は、今後とも公正な取引の維持に努めるとともに、公正取引委員会のご指導のもと、問題解消措置を履行する所存です。

### 記

1. J XエネルギーおよびMLGは、事前相談の審査の過程で、次の地域ブロックにおいて、ENEOSグローブが一定の問題解消措置をとることを申し出ました。
  - (1) 北海道ブロックにおいて、他の元売業者とプロパンの消費寄託契約<sup>(※1)</sup>を締結し、他の元売業者がENEOSグローブの出荷基地を利用できるようにすること。
  - (2) 東北ブロックにおいて、現在ブタンのバーター取引<sup>(※2)</sup>をしている他の元売業者から要請があれば、引き続きバーター取引の現状を維持すること。
2. 公正取引委員会からは、かかる措置が実施された場合には、当該地域ブロックにおける競争を実質的に制限することにはならない旨のご回答をいただきました。
3. また、公正取引委員会からは、上記以外の事業に関しては、本件事業統合により競争を実質的に制限するおそれはない旨のご回答をいただいております。

(※1) 元売業者が自らのプロパン等を相手先元売業者の出荷基地に寄託して、当該基地からプロパン等を出荷することを可能とする元売業者間の契約。元売業者間で消費寄託契約を締結することで、自社の出荷基地がない地域でもプロパン等を出荷できるようになります。

(※2) 元売業者相互の出荷基地からブタン等を供給し合う等量等価を原則とする売買取引。元売業者間でバーター取引を行うことで、自社の出荷基地がない地域でもブタン等を出荷できるようになります。

以上

#### 【本件に関するお問い合わせ先】

J X日鉱日石エネルギー株式会社	広報部広報グループ	我妻	TEL：03-6275-5046
三井丸紅液化ガス株式会社	企画室	田替藤（たがえとう）	TEL：03-5157-6939